

教 総 第 1 9 3 3 号
令和4年（2022年）11月2日

各 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長
各市町村教育委員会教育長
様

総 務 政 策 局 総 務 課 長
教職員局教職員課働き方改革担当課長

「パパとママのための子育て支援制度」の改訂について（通知）

このことについて、別添写しのとおり北海道人事委員会事務局総務審査課長から通知がありました。

については、別紙パンフレットにより、貴所属職員に周知するとともに、子育て支援制度の積極的な利用促進のため御活用ください。

（人事係）

（サービス係）

(写)

人委総第579号
令和4年(2022年)10月28日

北海道総務部人事局人事課長
北海道議会事務局総務課長
北海道選挙管理委員会事務局次長
北海道監査委員会事務局総括監査課長
北海道連合会区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北海道教育庁総務政策局総務課長
北海道教育庁教職員局教職員課長
北海道警察本部警務部警務課長

様

北海道人事委員会事務局総務審査課長

「パパとママのための子育て支援制度」の改訂について

このことについて、子育て支援に係る各種制度の改正等に伴い、別添のとおり改訂版を作成しましたので、送付します。

つきましては、各所属等に周知するとともに、子育て支援制度の積極的な利用促進に活用いただくようお願いします。

〔総務審査グループ〕
内線：32-425

北海道職員の子育て支援制度の概要

番号	制度の名称	制度・手続等	対象者		取得できる場合・期間など
			女性職員	男性職員	
1	妊娠出産後の通院	免除	○		妊娠中及び出産後において、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける際に、勤務が免除される制度（妊娠期間等によりその取得可能回数が異なる）
2	妊娠障害休暇	特別休暇	○		つわり等の妊娠中の障害により勤務が困難であるときに取得できる休暇（妊娠中において、14日以内の取得可能）
3	妊娠中の通勤緩和	免除	○		交通機関の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に勤務が免除される制度（勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日当たり合計1時間以内を限度）
4	妊娠中の休憩	免除	○		業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合、適宜休憩又は補食をするために必要な時間（その都度必要と認める期間）勤務が免除される制度
5	産前休暇	特別休暇	○		出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産日まで取得できる休暇
6	産後休暇	特別休暇	○		出産日の翌日から8週間を経過する日までの間の休暇（6週間を経過した職員が申し出た場合で、医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除き、就業できない）
7	配偶者出産休暇	特別休暇		○	配偶者の出産に係る入退院の付添い等を行うために取得できる休暇（出産等のため配偶者が入院する等の日から出産の日後2週間までの間に3日以内、時間単位で取得可能）
8	育児参加休暇	特別休暇		○	配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をするために取得できる休暇（配偶者の出産予定日の8週間前から出産の日以後1年の間に5日以内で付与、時間単位で取得可能） ※生まれてくる子が第1子の場合は出産後1年間のみ取得可能
9	育児休業	休業（※）	○	○	3歳未満の子を養育するために一定期間勤務しないことができる制度（原則2回（この他、子の出生後8週間以内に、育児休業を2回まで取得可能）） （育児休業期間中は無給となるが、その間、次の支援措置を受けることができる。） （申し込んでいた保育園に入所できなかった等の場合は、最大2歳まで支給可） ①子が1歳になるまで「育児休業手当金」の支給（最大で月の給与の半額前後の支給） ②共済掛金等の免除
10	育児短時間勤務	休業（※）	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき、職員が希望する日及び時間帯で勤務できる制度（あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択）
11	育児のための部分休業	休業（※）	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき取得できる制度（勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日当たり合計2時間以内、30分単位で取得可能）
12	育児休暇	特別休暇	○	○	生後2年に達しない子を有する職員が、子を養育する場合（主に子の保育施設への送迎など）に取得できる休暇（1日当たり合計2時間以内、最小30分から取得可能）
13	子の看護休暇	特別休暇	○	○	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の通院付添いや看病などの看護をする場合、又は子に予防接種を受けさせる場合に取得できる休暇（医師の指示がある場合は、中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員も取得可能） ※子ども1人につき年5日以内とし、最大15日以内で付与 ※時間単位で取得可能、配偶者が主婦(夫)でも取得可能
14	子の予防接種	免除	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子に法的義務がある予防接種を受けさせる場合に必要な時間（その都度1日以内）の勤務を免除する制度（子の看護休暇の残日数が0である場合に限る）
15	育児を行う職員の早出遅出勤	割振変更	○	○	小学校就学前の子を養育する職員又は学童保育施設に託児している小学生の子を出迎える職員が始業又は終業時刻の繰上げ又は繰下げをできる制度（午前7時から午後10時までの間で任命権者が定める時間）
16	妊産婦の勤務制限	所属長へ口頭請求	○		妊産婦（妊娠中又は産後1年を経過しない女性）である女性職員の深夜勤務、時間外勤務、休日勤務を制限する制度（妊産婦の期間が対象）
17	妊産婦の業務の軽減措置等	所属長へ口頭請求	○		妊産婦（妊娠中又は産後1年を経過しない女性）である女性職員の業務の軽減又は軽易な業務に就かせることを認める制度（妊産婦の期間が対象）
18	育児を行う職員の時間外勤務の制限	所属長へ請求書を提出	○	○	小学校就学前の子を養育する職員の時間外勤務を月24時間、年間150時間以内に制限する制度
	○		○	小学校就学前の子を養育する職員の深夜（午後10時から翌日午前5時まで）の勤務を制限する制度	
★	出生サポート休暇	特別休暇	○	○	不妊治療に係る通院等のために取得できる休暇（年5日（体外受精・顕微授精の場合は年10日）以内、時間単位で取得可能）

※休業は、勤務を行わなかった分の給与が支給されません。免除などその他の制度については給与に影響ありません。

パパとママのための 子育て支援制度

職員一人一人が仕事に意欲的に取り組みつつ、家庭生活においても、子育てなど家庭での責任を果たすことは、個人にとっても職場にとっても大変有意義なことです。

そのためには、職員がいきいきと働き続けることができる職場環境を整え、育児を行う職員が仕事と育児を両立できるよう職場全体で支援していくことが重要です。このリーフレットでは、育児を行う職員を支援するための各種制度を紹介していますので、育児を行う職員の皆さんは仕事と育児の両立のための道しるべとして、ご活用ください。

また、管理職員の皆さんもこのリーフレットをご覧になり、子育て支援制度への理解を深め、育児を行う職員のサポートに努めましょう。



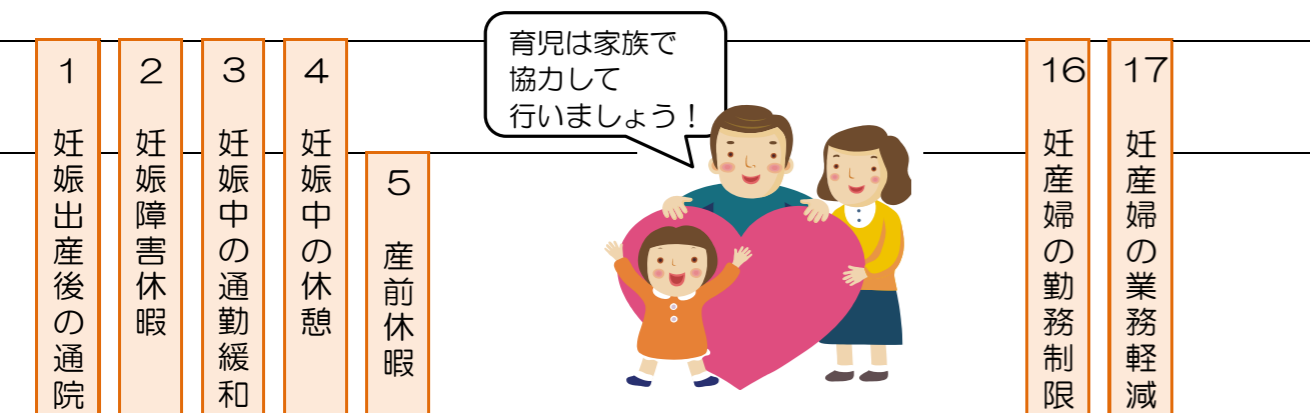
子育て支援制度の詳細についてお知りになりたいときは、所属の担当者までお問い合わせください。それでも不明な点があれば、所属を通じて次のところへお問い合わせください。

- ◆総務部人事局人事課服務制度係 Tel 011-204-5027(直通)
- ◆教育庁総務政策局総務課人事係 Tel 011-204-5703(直通)
- ◆教育庁教職員局教職員課服務制度係 Tel 011-204-5723(直通)
- ◆警察本部警務部警務課法制係 Tel 011-251-0110(内線2688)

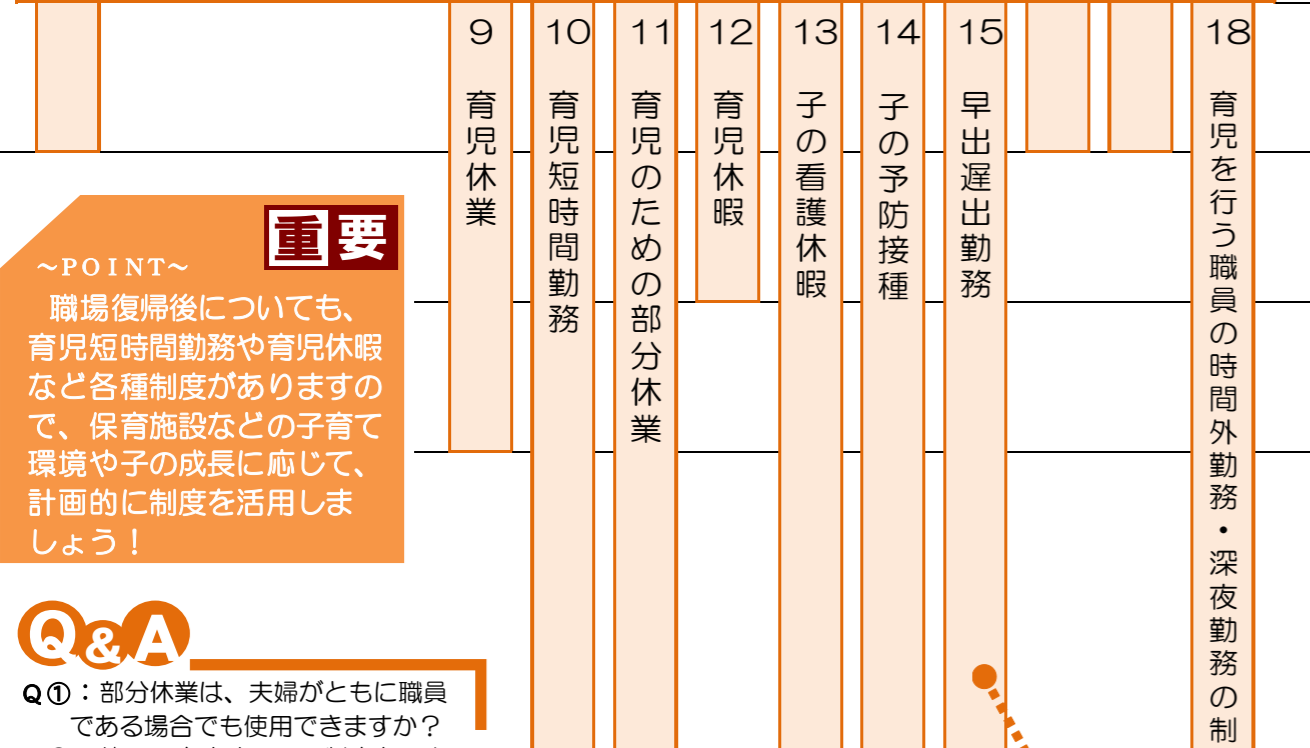
北海道人事委員会

女性職員

男性職員



6 産後休暇
(原則として、出産の翌日から8週間を経過する日までは就業できません。)



重要
~POINT~
職場復帰後についても、育児短時間勤務や育児休業など各種制度がありますので、保育施設などの子育て環境や子の成長に応じて、計画的に制度を活用しましょう!

Q&A
Q①：部分休業は、夫婦がともに職員である場合でも使用できますか？
A①：使用できます。この制度を2人で利用すれば、保育所への送迎を分担することも可能です。また、夫婦が同一時間帯に部分休業を取得することも可能です。

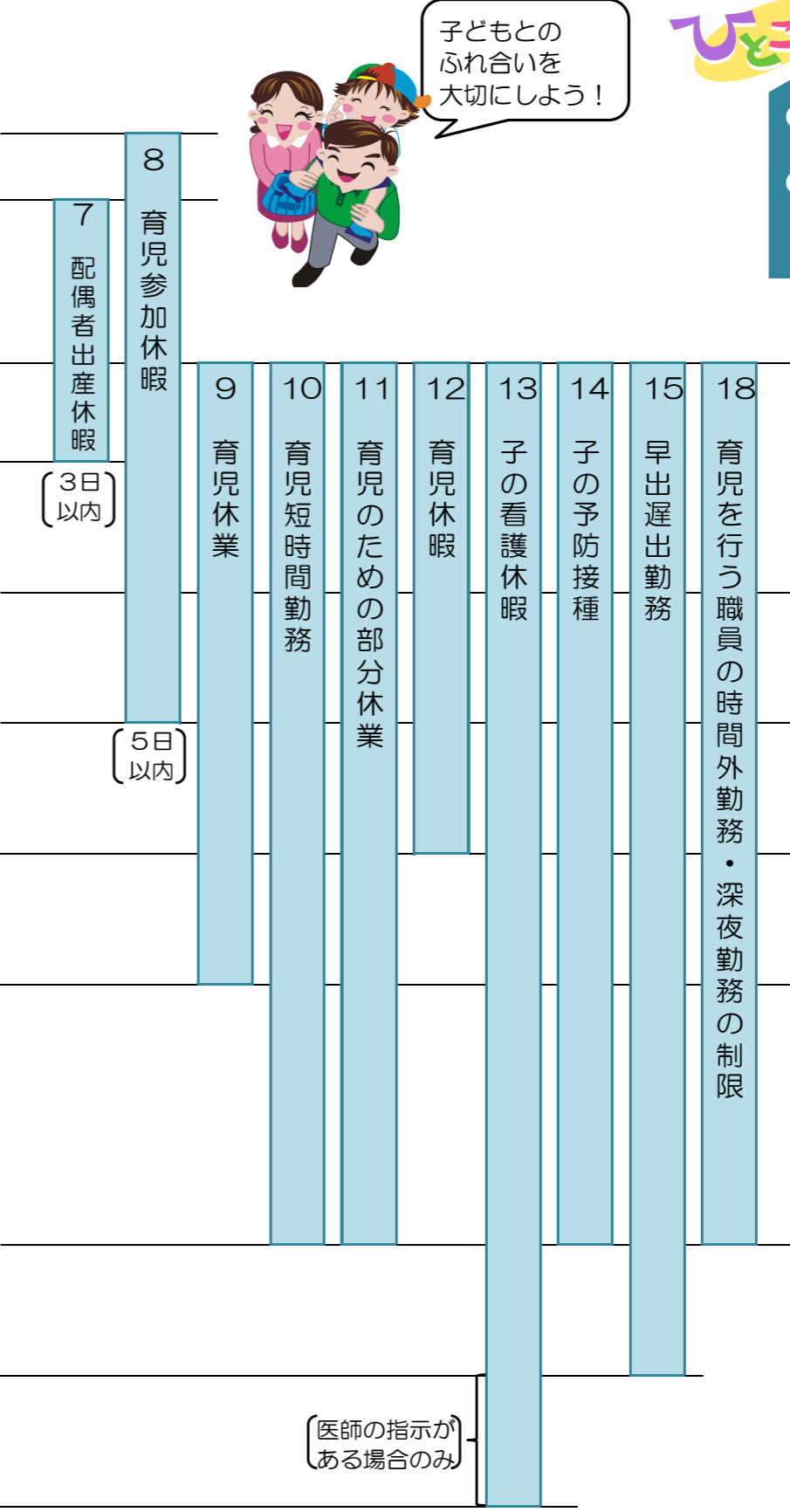
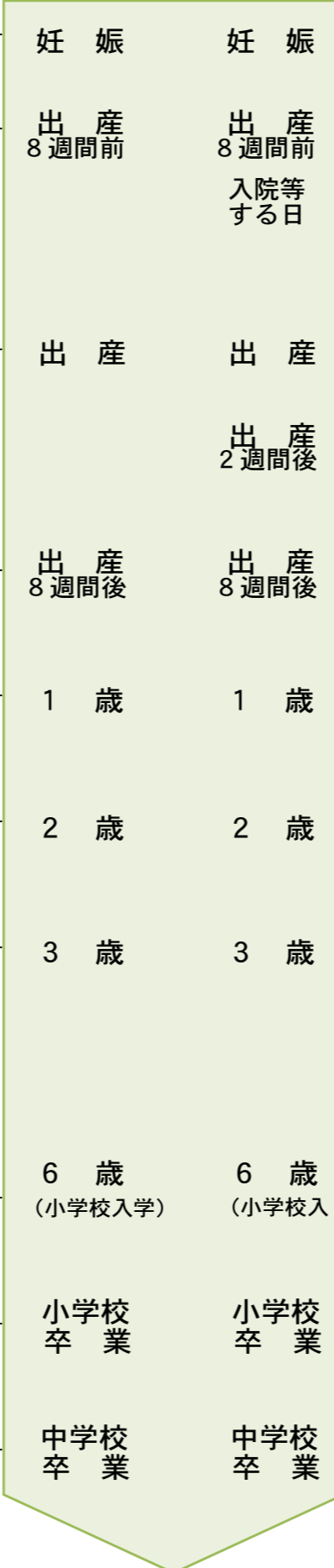
Q②：早出遅出勤務と育児休業の併用は可能ですか？
A②：保育所への送迎等のために、早出遅出勤務と育児休業を併用することは可能です。

《イメージ図》1時間遅出勤務と育児休業の併用

9:45	12:00	13:00	16:30	18:30
勤務	休憩	勤務	育児休業(2時間)	



〔医師の指示がある場合のみ〕
早出遅出勤務は、小学校入学以降でも学童保育施設に託児している子を迎えに行く場合に利用できます。



ひとこと
~男性職員の皆さんへ~
● 男性職員にも取得できる休暇等の制度がたくさんあります。
● この機会に、ご家庭で今後の育児について話し合われてはいかがでしょうか。



男性も育児休業の取得を検討してみよう!

育児休業制度を取得すると、次のような給与等の取扱いを受けられます。
○ 休業中は無給ですが、共済組合から育児休業手当を受けられます。
○ 復職時には、休業した期間のうち一定程度の期間を勤務したものとみなして昇給措置が行われます。
○ 退職手当額の計算の基礎となる勤続期間等については、育児休業期間の2分の1(1歳までは3分の1)が除算されます。
○ 共済組合掛金・互助会費は育児休業期間中は免除されます。

育児休業は、「配偶者が育児休業をしている場合」や「配偶者等が子を養育できる場合(専業主婦である場合等)」であっても取得できます。

〔医師の指示がある場合のみ〕